

## コネクティッドサービス利用規約

コネクティッドサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、マツダ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する自動車向け情報通信サービス「コネクティッドサービス」(以下「コネクティッドサービス」といいます。)の利用条件及び利用上の注意事項等を定めるものです。

### 第1条(本規約の適用)

本規約は、当社との間でコネクティッドサービスの利用に関する契約(以下「コネクティッドサービス利用契約」といいます。)を締結し、コネクティッドサービスをご利用になる全てのお客様(以下「ユーザー」といいます。)に適用されます。なお、当社は、コネクティッドサービス提供のために本規約に加えて別途の利用規約(以下総称して「個別規約」といいます。)を定めることがあり、本規約と個別規約とに矛盾・抵触が生じる場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

### 第2条(定義)

本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「車載機」とは、当社の車両に装着されたコネクティビティシステム「マツダコネク」をいいます。
- (2) 「車載通信機」とは、自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。
- (3) 「端末」とは、コネクティッドサービスに対応する携帯電話または当社所定の情報通信端末で、ユーザーが所有または管理するものをいいます。
- (4) 「利用車両」とは、車載機及び車載通信機が搭載されたコネクティッドサービスの利用対象となる車両であり、ユーザーが所有または管理するものをいいます。
- (5) 「コネクティッドサービス」とは、利用車両に搭載された車載通信機を通じて、当社がユーザーに提供する各種サービス・コンテンツの総体をいいます。なお、コネクティッドサービスの具体的なサービス内容、無料期間及びその他留意事項等については、別紙に定める通りとします。
- (6) 「第三者サービス事業者」とは、車載機または車載通信機を利用して、コネクティッドサービス以外のサービスをユーザーに提供する事業者(本号および次号でいう「サービス」とは、コネクティッドサービスを含む当社が提供するサービスとは別のサービスを指します。)をいいます。
- (7) 「第三者サービス」とは、第三者サービス事業者がユーザーに提供するコネクティッドサービス以外のサービスをいいます。
- (8) 「マツダ販売店」とは、当社と特約販売契約を締結する特約販売会社をいいます。
- (9) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)をいいます。
- (10) 「サービス利用情報」とは、コネクティッドサービスの利用情報(端末の位置情報・サービスの

操作履歴を含みますが、これらに限られません。)をいいます。

(11)「車両状態情報」とは、利用車両の状態に関する情報(利用車両の位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数を含みますが、これらに限りません。)をいいます。

(12)「当社グループ会社」とは、当社の子会社、関連会社及びその他の関係会社をいい、マツダ販売店を含むものとします。

(13)「当社等」とは、当社、当社グループ会社及び第三者サービス事業者を総称していいます。

### 第3条(本規約の変更)

1. 当社は、民法第548条の4の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、コネクティッドサービス利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。

(1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。

3. 前項の周知は、当該効力発生時期の7日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト([https://www.mazda.co.jp/owner\\_support/connected/terms/](https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/))に掲載することにより行うものとします。

### 第4条(コネクティッドサービス利用契約の申込み等)

1. コネクティッドサービス利用契約は、利用車両1台ごとに、当社とユーザー1名との間でのみ成立するものとし、1台の車両につき複数のユーザーがコネクティッドサービス利用契約の契約当事者になることはありません。

2. コネクティッドサービス利用契約の締結を希望するお客様は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、当社に対してコネクティッドサービスの利用を申し込むものとします。

### 第5条(コネクティッドサービス利用契約の成立)

1. コネクティッドサービス利用契約は、前条第2項の申込みが当社に到達し、所定の手続完了後、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。

2. 前項の承諾は、当該申込者において、コネクティッドサービスの利用が可能となったときに、当社がこれをなしたものとみなします。

3. 当社は、電気通信事業法に基づいて契約締結前後に契約書面の交付が必要となる場合、当該書面の交付に代えて、当社公式ウェブサイトにおいて PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載する方法により当該書面に記載すべき情報を提供します。
4. 前項の規定にかかわらず、ユーザーは、第 21 条第 12 項記載のサポートデスクに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

#### 第 6 条 (コネクティッドサービス利用契約申込みの承諾の拒否及び取消し)

当社は、コネクティッドサービス利用契約の締結を希望するお客様が次のいずれかに該当する場合、コネクティッドサービスの利用申込みを承諾しないことがあります。また、承諾後、ユーザーが次のいずれかに該当することが判明した場合、コネクティッドサービスの利用申込みに対する承諾の取消しを行うことがあります。

- (1) 本規約の内容に同意いただけない場合
- (2) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (3) 本規約違反などにより過去にコネクティッドサービス利用申込みに対する承諾が取消されたことがある場合
- (4) コネクティッドサービス利用申込みに虚偽、誤記または記入漏れがある場合
- (5) その他、当社がコネクティッドサービスの利用申込みをされたお客様またはユーザーがコネクティッドサービス利用契約の当事者として不適当と判断する場合

#### 第 7 条 (コネクティッドサービスを利用できる者の範囲)

1. ユーザーは、第三者に対して、コネクティッドサービスのうち所定のサービス・コンテンツの全部または一部の利用を許諾することができます (以下、利用許諾を受けた当該第三者を「セカンダリードライバー」といいます。)
2. ユーザーは、セカンダリードライバーがコネクティッドサービスのうち許諾されたサービス・コンテンツを利用するにあたり、セカンダリードライバーをして、本規約及びコネクティッドサービスセカンダリードライバー利用規約を遵守させるものとします。また、セカンダリードライバーの行為はユーザーの行為とみなされ、ユーザーはセカンダリードライバーの行為について一切の責任を負うものとします。
3. ユーザーが別途自ら締結する利用車両の貸渡契約に基づき当該利用車両を第三者に利用させる場合、ユーザーは、当該第三者に対して、当該貸渡契約の中で本規約の条項を周知し遵守させるものとします。また、ユーザーは、当該第三者によるコネクティッドサービスの利用について一切の責任を負うものとし、当該第三者の行為はユーザーの行為とみなされることを予め承諾します。
4. 第三者がユーザーに無断でコネクティッドサービスを利用したとしても、当社は当該利用に関し一切責任を負いません。

#### 第 8 条(コネクティッドサービスの利用方法)

ユーザーは、車載機及び車載通信機(以下「車載機等」といいます。)並びに端末を通じて、コネクティッドサービスを利用できます。

#### 第 9 条(権利義務の譲渡禁止)

ユーザーは、コネクティッドサービス利用契約に係る契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

#### 第 10 条(ID 等の管理責任)

1. ユーザーは、コネクティッドサービスの利用にあたって必要となる自己の Mazda ID 及びパスワード(以下、あわせて「ID 等」といいます。)を、自ら責任をもって管理するものとし、ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとし、ます。
2. ユーザーは、自己の ID 等を第三者に貸与し、または使用させることはできないものとし、ます。万が一、ユーザーの ID 等が第三者に使用されたことによりユーザーまたはその他の者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、当社は一切責任を負いません。
3. ユーザーは、他のユーザーの ID 等を使用してコネクティッドサービスを利用することはできないものとし、ます。万が一、ユーザーが他のユーザーの ID 等を使用してコネクティッドサービスを利用した場合、ユーザーはそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担において解決するものとし、ます。

#### 第 11 条(変更の届出)

1. ユーザーは、氏名、住所、電話番号、その他当社への届出内容に変更があった場合には、当社に対し速やかに所定の変更届出を行うものとし、ます。
2. ユーザーが前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、当社は一切責任を負いません。

#### 第 12 条(車載機等の用意)

ユーザーは、コネクティッドサービスを利用しようとする場合には、その利用に必要な車載機等及び端末並びにソフトウェア及び通信回線等を、自己の責任と負担において用意するものとし、ます。

#### 第 13 条(コネクティッドサービスの変更・廃止)

当社は、コネクティッドサービスの一部をいつでも変更または廃止することができるものとし、ます。ただし、当該変更または廃止がユーザーに重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、予め変更の内容及び実施時期について、ユーザーに周知するよう努めるものとし、ます。

#### 第 14 条(コネクティッドサービスのサービス終了)

当社は、ユーザーに事前通知のうえ、コネクティッドサービスの全てのサービスの提供を終了させて、コネクティッドサービス利用契約を終了させることができるものとします。この場合、当社はその時期について、予めユーザーに周知するよう努めるものとします。

#### 第 15 条(コネクティッドサービスのサービス提供の一時的な中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく、コネクティッドサービスのサービス提供を一時的に中断することがあります。

- (1) コネクティッドサービスのシステム保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災、公衆衛生上の問題により、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (5) 通信サービスが停止された場合
- (6) 車載機等の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他、運用上または技術上、当社がコネクティッドサービスのサービス提供の一時的な中断を必要と判断した場合

#### 第 16 条(損害賠償)

1. ユーザーが本規約に反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該ユーザーに対して損害賠償を請求することができるものとします。
2. 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社がユーザーの被った損害について損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、ユーザーに現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。

#### 第 17 条(免責)

1. 当社は、コネクティッドサービスの通信方式の全部または一部が廃止または変更されることに伴い、コネクティッドサービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、当社は何らの義務も責任も負わないものとします。
2. 当社は、コネクティッドサービスの有用性及び正確性について如何なる保証もせず、コネクティッドサービスの遅延または中断などによりユーザーまたはセカンダリドライバーが被った損害について、一切責任を負いません。

3. ユーザーがコネクティッドサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、ユーザーは自己の責任と負担において解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。
4. 次の各号の場合にはコネクティッドサービスの全部または一部が利用できず、それによりユーザーまたはセカンダリドライバーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。
  - (1) ユーザーの届け出た情報の内容に誤りのある場合、またはユーザーが第 11 条の変更届出を怠っている場合
  - (2) 車載機等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくはコネクティッドサービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
  - (3) 車載機等の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
  - (4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下、車載通信機を含む車載機等の電池切れ・電源が入っていない等、電力が正常に供給されていない場合
  - (5) 車載機等の電源が入っていない場合
5. 第三者サービス事業者が、ユーザーに対して第三者サービスを提供する場合、第三者サービスの内容および利用条件等は、第三者サービス事業者が別に定めるところによるものとし、ユーザーは、次の各号に定める事項に同意します。
  - (1) ユーザーが第三者サービスを利用する場合、当該第三者サービスに関する契約は、ユーザーと当該第三者サービス事業者との間で直接成立するものであり、当社は、当該第三者サービスに関する契約の当事者とはならず、第三者サービスについて一切責任を負いません。>
  - (2) 当社は、第三者サービスについて、動作保証および品質保証その他一切の責任を負うものではなく、第三者サービスまたはその利用によりユーザーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。
  - (3) 第三者サービス事業者の判断により、ユーザーへの通知なく、第三者サービスが制限され、または利用できなくなることもあり、当該制限または利用不能によりユーザーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。
  - (4) ユーザーは、第三者サービス事業者との間で紛争が生じた場合、発生した一切の紛争を自己の責任と負担において、ユーザーと当該第三者サービス事業者の間で解決するものとします。

#### 第 18 条(コネクティッドサービスの適法な私的利用以外の利用禁止など)

1. ユーザーは、コネクティッドサービスで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権で保護されるものが含まれることを認識したうえで、著作権者その他知的財産権の権利者(以下「著作権者等」といいます。)の承諾を得ることなく、コネクティッドサービスを通じて入手した、知

的財産権で保護されるいかなる情報(以下「知財情報」といいます。)も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によってもユーザー個人の私的利用以外の目的で利用することはできないものとします。

2. ユーザーは、著作権者等の承諾を得ることなく、コネクティッドサービスを通じて入手したいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者へ使用させ、または公開することはできないものとします。
3. ユーザーは、著作権者等の承諾を得ることなく、その知的財産権を侵害する態様で営業活動または営利もしくはその準備を目的としてコネクティッドサービスを利用することができないものとします。
4. ユーザーは、法令または公序良俗に反してコネクティッドサービスを利用することはできないものとします。

#### 第 19 条(電子メール)

1. ユーザーは、コネクティッドサービスにおいて電子メールを送受信等する場合には、自己の責任においてこれを行うものとします。
2. 当社は、コネクティッドサービスの利用申込みの際にユーザーが登録したメールアドレスに対して電子メールを送信しても不達の場合には、一定時間(72 時間)再送を続けますが、当該時間を超えた場合には、電子メールの送信を停止いたします。これにより、ユーザーが不利益を受けたとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第 20 条(統計データの利用)

1. 当社は、ユーザーがコネクティッドサービスを利用することにより当社が取得したサービス利用情報、車両状態情報等について、個人を特定できない形式で統計としての処理を行ったものを、コネクティッドサービス及び当社が提供または販売する他の商品・サービスにおいて利用し、または第三者に提供または販売することができるものとします。
2. ユーザーは、前項に基づき当社が統計データを利用することについて承諾するものとします。

#### 第 21 条(個人情報等の取扱い)

1. 当社は、当社が取得したユーザーの個人情報、サービス利用情報及び車両状態情報(以下、併せて「個人情報等」といいます。)を、本条の定め及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. ユーザーは、当社が本条第 4 項各号に定める目的のために、次の各号に定める情報に含まれる個人情報等を取得することに同意します。
  - (1) コネクティッドサービスの利用申込みの際にご登録いただいた情報
  - (2) コネクティッドサービスの利用申込みの際に、コネクティッドサービスを利用する車両と

してご指定いただいた車両に関する情報(車名、車台番号、自動車登録番号、初年度登録年月を含みますが、これに限りません。)

- (3) コネクティッドサービスの利用に際しご提供いただいた情報及びその利用状況に関する情報(セカンダリドライバーに関する情報及びセカンダリドライバーによる利用状況に関する情報を含みます。)
- (4) コネクティッドサービスの利用にあたり、車載機または車載通信機を通じて取得される車両状態情報
- (5) 利用車両の取得の際にご登録いただいた情報
- (6) 前各号の情報に変更があった場合における変更後の情報
3. ユーザーは、前項に含まれるユーザーの個人情報等を、当社がユーザーから取得するほか、当社がマツダ販売店から取得することに同意します。
4. 当社は、取得した個人情報等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために個人情報等を利用できるものとし、ユーザーはこれに同意します。
  - (1) ユーザーへのお知らせ等の発送・発信
  - (2) コネクティッドサービスの提供
  - (3) ユーザーまたは第三者への車両状態情報の統計処理・分析を通じた情報提供サービス(交通情報など)
  - (4) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応
  - (5) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施
  - (6) 第三者サービス事業者が提供する各種サービスをユーザーが利用するのに必要な範囲での当該第三者サービス事業者への提供(但し、本号の定めは、当該第三者サービス事業者が提供するサービスにユーザーが自ら申し込み、ユーザーが当該第三者サービス事業者に対しコネクティッドサービス利用のために当社に提供している自らの個人情報等を利用することを認めた場合にのみ適用されるものとします。)
  - (7) 損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社(以下「保険会社」といいます。)が、ユーザーに対して提供する保険商品を開発し、または品質を改善する目的において必要とする利用車両の車台番号及び車両状態情報の当該保険会社への提供。(但し、本号の適用は、2023年2月27日以降に本規約に同意のうえコネクティッドサービス利用契約を新たに申し込んだユーザーに限定され、かつ、当該保険会社との間で保険契約を締結している場合に限るものとします。)
  - (8) ユーザーからの各種お問い合わせへの対応

- (9) コネクティッドサービスのうち、マツダエマージェンシーコールのサービスを提供するために必要となる、警察、消防等(以下「関係機関」といいます。)または救急病院等(以下「医療機関」といいます。)への伝達、提供
  - (10) ユーザーへのコネクティッドサービスの提供にかかる対価・料金の請求(ただし、ユーザーが別途有料サービス利用契約を締結した場合には限ります。)
  - (11) その他個人情報等の取得時に明示した目的
5. 当社は、コネクティッドサービスに関する業務を第三者に委託することがあります。当社が当該委託先に対し、ユーザーがコネクティッドサービスのサービスを利用するにあたり必要な個人情報等を開示する場合、当該委託先における個人情報等の安全管理について責任をもって監督し、個人情報等の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
6. 当社は、各サービス窓口へのお問い合わせ及びご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。
- (1) お問い合わせ内容の確認
  - (2) お客様対応の品質及びお客様満足度向上
  - (3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供
7. 当社は、次に記載する項目に関するユーザーの個人情報等を、ユーザーが利用車両を購入した、またはユーザーが指定したマツダ販売店に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。
- (1) 提供先の利用目的
    - ① ユーザーへのお知らせ等の発送・発信
    - ② コネクティッドサービスの提供
    - ③ 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応
    - ④ 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施
    - ⑤ ユーザーからの各種お問い合わせへの対応
  - (2) 提供項目  
車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報・サービス利用情報・契約内容・契約期間・ユーザーの氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別
  - (3) 提供方法  
データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供
8. 当社は、次に掲げる利用目的で、次に掲げる項目に関するユーザーの個人情報等を、国土交通省及び経済産業省その他その指定する機関並びに当社の指定する研究機関に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。

(1) 提供先の利用目的

- ① 新たな車両安全対策の検討
- ② 事故自動通報システム、先進事故自動通報システム導入に係る検討
- ③ その他交通安全対策に資する研究

(2) 提供項目

利用車両の乗員等に生じた緊急事態の内容、通報発信時の位置、走行履歴、年式、型式、車種名、車体色等、自動発信・手動発信の別、通報発信時刻、車載通信機に付与された電話番号等の情報並びに車両状態情報

(3) 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

9. 当社は、取得した個人情報等を、それ自体では特定の個人が識別できないよう加工したうえで、第三者に提供する場合があり、ユーザーはこれに同意します。この場合、当社は、当該情報を提供する第三者に対して、特定の個人の識別につながる行為を禁止するなどの安全管理措置を講ずるものとします。
10. 当社は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に定める場合のほか、ユーザーまたは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または当社が従うべき法的義務のために必要がある場合に限り、あらかじめ同意を得ずにユーザーの個人情報等を開示することがあり、ユーザーはこれに同意します。
11. ユーザーは、当社が取得した自己の個人情報等について、個人情報保護法の定めるところにより当社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一、個人情報等の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。
12. ユーザーの個人情報等、その他お問い合わせにつきましては、サポートデスクまでご連絡ください。
- 【サポートデスク】 TEL 0120-386-747 (平日: 9:00~17:00、土日祝: 9:00~12:00、13:00~17:00)
13. 事業者及び個人情報保護管理者は次に記載します。
- 【事業者】  
マツダ株式会社
- 【個人情報保護管理者】  
国内ブランドビジネス統括本部 本部長  
〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地 3-1  
TEL 082-282-1111  
URL: [https://www.mazda.co.jp/owner\\_support/connected/terms/](https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/)
14. ユーザーは、ユーザーの個人情報等を当社にご提供いただけない場合、コネクティッドサービ

スの提供を受けることができません。

#### 第 22 条(警備業法上の表示)

1. 当社は、警備業法に基づいて契約締結前後にお渡しする契約書面について、当該書面の交付に代えて、当社公式ウェブサイトにおいて PDF 形式(Adobe Reader で閲覧可能な状態)で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
2. 前項の規定にかかわらず、ユーザーは、前条第 12 項記載のサポートデスクに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

#### 第 23 条(コネクティッドサービスの無料期間)

1. コネクティッドサービスの無料期間については、別紙に定める通りとします。なお、当該無料期間内のどの時点でコネクティッドサービス利用契約を締結しても、また、当該無料期間内に一旦コネクティッドサービス利用契約を解約した後、改めて、コネクティッドサービス利用契約を締結したとしても、当該無料期間の満了日は変わりません。
2. 別紙に定める全てのサービスの無料期間満了後、コネクティッドサービス利用契約は改めて利用契約を締結しない限り自動的に解約されます。

#### 第 24 条(譲渡時等の取扱い)

1. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡し、また理由如何に関わらず、毀損・滅失等により利用車両を保有しなくなった(以下「利用車両の譲渡等」といいます。)場合は、コネクティッドサービス利用契約の解約を当社に届け出るものとします。ユーザーがこれを怠ったことによりユーザーに損害が発生しても当社は一切責任を負いません。
2. 当社は、利用車両の譲渡等の有無を確認することを目的として、一般財団法人 自動車検査登録情報協会が提供する自動車検査登録情報提供サービス(以下「AIRIS」といいます。)を利用できるものとします。
3. 当社が、AIRIS によりユーザーの利用車両が抹消登録または一時抹消登録されたことを検知した場合、抹消または一時抹消の各登録がされた日の属する月の翌月末日(当社の休業日にあたる場合には、次の当社の営業日とし、第 15 条各号のいずれかに該当する場合には、当社が別途指定する日とします。)に、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。なお、当社が AIRIS の利用を開始することに伴い、2025 年 2 月 28 日時点でユーザーの利用車両が抹消登録または一時抹消登録されている場合、2025 年 3 月 19 日にコネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。
4. 当社が、AIRIS によりユーザーの利用車両について利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたことを検知した場合、変更登録がされた日の属する月の翌々月末日(当社の休業日にあたる場合には、次の当社の営業

日とし、第 15 条各号のいずれかに該当する場合には、当社が別途指定する日とします。)に、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が変更された日の属する月から翌々月 20 日までに、当社に対し、第 11 条の定めに基づき氏名、住所その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合
  - (2) 当社が、利用車両の譲渡等が発生していないと判断した場合
5. 前二項に定める場合を除き、当社が利用車両の譲渡等を知った時点で、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。
  6. 前三項の定めに基づくコネクティッドサービス利用契約の終了によりユーザーに損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。
  7. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機等に入力された個人情報等のすべてを当社所定の手続きにより消去するものとします。万が一、ユーザーが所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機等に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、または漏洩しても、当社は一切責任を負いません。
  8. ユーザーは、利用車両の譲渡等が発生した場合には、当該車両の所有者の同意がない限り、端末その他如何なる手段によっても、当該車両の車載機等にアクセスしたり、当該車両の車載機等を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。また、利用車両を第三者から譲り受けてユーザーとなる者と利用車両の当該譲渡人との間の紛争については、当社は一切責任を負いません。

#### 第 25 条(反社会的勢力の排除)

1. ユーザーは、自己及びセカンダリドライバーが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたはこれらの者と密接な交友関係のある者(以下「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
2. ユーザーは、自らまたはセカンダリドライバー若しくは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) コネクティッドサービスの利用に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)をし、または暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為
3. ユーザーまたはセカンダリドライバーが前二項のいずれかに違反することが判明した場合、当社は、何らの催告を要することなく、コネクティッドサービス利用契約を解除して、コネクティッドサービスの提供を中止することができます。かかる解除及びサービスの提供を中止したことに起因してユーザーまたはセカンダリドライバーに何らかの損害が生じた場合であっても、ユーザーまたはセカンダリドライバーに対し、当社は一切責任を負いません。

#### 第 26 条(解除事由)

当社は、ユーザーまたはセカンダリドライバーが次の各号のいずれかに該当する場合(ただし、セカンダリドライバーの場合は、第 4 号、第 6 号及び第 7 号は除きます。)、ユーザーに通知または催告することなく、直ちにコネクティッドサービス利用契約を解除できるものとします。

- (1) 当社に対しコネクティッドサービス利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
- (2) コネクティッドサービスを不正に利用した場合
- (3) コネクティッドサービスの運営を妨害した場合
- (4) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合
- (5) 本規約及び本規約の一部を構成する規約その他本規約に関連する規約のいずれかの条項に違反した場合
- (6) 第 25 条に違反する事実が判明したとき
- (7) その他、当社がユーザーをコネクティッドサービス利用契約の当事者として不適当と判断する場合

#### 第 27 条(コネクティッドサービス利用契約の解約)

ユーザーは、コネクティッドサービス利用契約の解約を希望する場合、当社に届け出るものとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。

#### 第 28 条(準拠法・裁判管轄)

- 1. 本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。
- 2. ユーザーと当社との間で本規約またはコネクティッドサービスに関して生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026 年 6 月 17 日改訂

## コネクティッドサービス利用規約 別紙

### ■ コネクティッドサービスの内容および各サービスの無料期間

#### ● 対象車両

車載通信機を搭載した 2026 年 5 月以降発売の車両(車両に搭載された車載通信機の世代により提供可能なサービス・機能は異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。)

【URL:

[https://www.mazda.co.jp/content/dam/mazda/official/mazda-co-jp/owner\\_support/connected/pdf/cs\\_servicelist2.pdf](https://www.mazda.co.jp/content/dam/mazda/official/mazda-co-jp/owner_support/connected/pdf/cs_servicelist2.pdf)】

マツダ コネクティッドサービス	料金(税込み)	無料期間
<b>基本プラン</b>		
ソフトウェアアップデート リコール通知 地図更新(差分) ※1 ※2	-	初度登録日から 10年後の月末まで
<b>安全・安心・快適プラン</b>		
マツダエマージェンシーコール マツダアドバンスコール コンディションモニター バッテリーケア ※3 パーグラアラーム通知 目的地送信 カーファインダー リモートモニター リモートコントロール リモートエンジンスタート ※4 うっかり通知 EVサポート ※3 Amazon Alexa	月額 500円 年額 5,500円	初度登録日から 1年後の月末まで
<b>マツダオンラインナビプラン</b>		
マツダオンラインナビ ※5	1年払い 13,200円 2年払い 24,200円	SDカード装着より3年間
<b>Google 搭載用データ無制限プラン ※6</b>		
Google 搭載 ※5	月額 990円 年額 10,890円	初度登録日から 1年後の月末まで

※1 「ナビゲーション用SDカードアドバンス2」を購入されている場合は、SDカードの更新期限内でご利用いただけます。

※2 「マツダオンラインナビ用SDカード」を購入され、装着から3年間経過した場合は、マツダオンラインナビプランのご契約が必要です。

※3 バッテリーケア、EVサポートは、EVおよびPHEV専用の機能です。

※4 リモートエンジンスタートは、AT車専用の機能です。また、EVおよびPHEVには設定がありません。EVサポート内のリモートエアコン機能により同様の機能がご利用いただけます。

※5 安全・安心・快適プランのご契約がない場合、目的地送信の機能はご利用いただけません。

※6 一定期間に大量の通信を行った場合、通信速度制限がかかる場合があります。

車両が、車載通信機の通信回線と、スマートフォンのテザリングなどの外部通信回線の両方に接続されている場合は、外部通信回線が優先して使用されます。ご注意ください。

● 対象車両

車載通信機を搭載した 2026 年 4 月以前発売の車両(車両に搭載された車載通信機の世代により提供可能なサービス・機能は異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。)

【URL:

[https://www.mazda.co.jp/content/dam/mazda/official/mazda-co-jp/owner\\_support/connected/pdf/cs\\_servicelist.pdf](https://www.mazda.co.jp/content/dam/mazda/official/mazda-co-jp/owner_support/connected/pdf/cs_servicelist.pdf)】

サービス構成・料金

	カテゴリー	サービス名	無料期間	初度登録	満3年	満10年
ベースサービス	安全・安心	マツダエマージェンシーコール	10年	10年無料 ※初度登録日から10年後の月末まで		
		マツダアドバイスコール				
		コンディションモニター				
		バッテリーケア ※1				
		パーグラアラーム通知				
	快適・楽しむ	目的地送信	3年	3年無料 ※初度登録日から3年後の月末まで	コンフォートプラン (有料)	
		カーファインダー				
		リモートモニター				
		リモートコントロール				
		うっかり通知				
基本	EVサポート	10年	10年無料			
	Amazon Alexa					
		ソフトウェアアップデート				
		リコール通知				
オプションサービス	快適	リモートエンジンスタート ※2	-			リモートエンジンスタート (有料)
オプションサービス	ナビゲーション ※3	マツダオンラインナビ	3年	3年無料		マツダオンラインナビプラン (有料)
		地図更新(差分)	ナビゲーション用SDカードの更新期限内でご利用いただけます			

※1 バッテリーケア、EVサポートは、EVおよびPHEV専用の機能です。

※2 リモートエンジンスタートは、AT車専用の機能です。また、EVおよびPHEVには設定がありません。EVサポート内のリモートエアコン機能により同様の機能をご利用いただけます。

※3 "ナビゲーションサービス"：無料期間の始期および終期は、装着するナビゲーション用SDカードの種類によって異なります。

■ サービス提供に関する重要事項

a) コネクティッドサービスの提供期間(無料期間を含む)は、通信規格の廃止等のやむを得ない事由により、変更となる可能性があります。変更となる場合には、事前にご連絡いたします。あらかじめご了承ください。

b) マツダオンラインナビをご利用いただくためには、マツダオンラインナビ用 SD カードをご購入いただく必要があります。

c) 地図更新(差分)をご利用いただくためには、地図更新(差分)の更新権の付いたナビゲーション用 SD カードアドバンス、またはナビゲーション用 SD カードアドバンス 2 をご購入いただく必要があります。

【URL:[https://www.mazda.co.jp/owner\\_support/connected/](https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/)】

d) 各サービスの無料期間満了後、当社所定の方法による新たな利用申込みの無い限り、当該サービスは自動的に利用できなくなります。無料期間満了後及びその他の有料サービス・プランについては、当社公式ウェブサイト及び個別規約をご確認ください。

【URL:[https://www.mazda.co.jp/owner\\_support/connected/](https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/)】

■ 各サービスの具体的な内容

- ・ ソフトウェアアップデート：マツダコネクトの一部のソフトウェアを車載通信機経由で更新します。最新のソフトウェアをダウンロードできます。
- ・ リコール通知：リコール/改善対策/サービスキャンペーン（以下総称して「リコール等」といいます。）の対象車両と対象車両を登録しているMyMazda アプリに対して、リコール等の処置が必要になったこと及びその不具合の現象や処置内容を通知します。
- ・ マツダエマージェンシーコール：重大事故や急病など、“もしも”の場合に車載通信機から緊急通報と位置情報を発信し、オペレーターがお客様に代わって救急・警察を手配します。
- ・ マツダアドバイスコール：万一、重大な故障が発生した際、落ち着いて対処できるようオペレーターがサポート。ロードサービスの手配や近隣のマツダ販売店と連携して、車両受け入れや修理手配の相談も可能です。
- ・ コンディションモニター：MyMazda アプリで、エンジンオイル量・交換時期といったメンテナンス情報・推奨時期などクルマの健康状態を確認できます。
- ・ バッテリーケア：バッテリーに優しい使い方を MyMazda アプリへ通知します。
- ・ バグアラーム通知：ドア・エンジンフード・リアゲートまたはトランクのこじ開けなど、アラームの作動とその要因を MyMazda アプリへ通知。車の異常事態を知らせてくれます。  
※バグアラーム装着車に限ります。
- ・ 目的地送信：目的地を MyMazda アプリ経由で簡単に（1 度に 3 カ所まで）ナビゲーションに送信できます。
- ・ カーファインダー：MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。
- ・ リモートモニター：MyMazda アプリで、燃料残量（%）、オドメーター（走行距離）、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。
- ・ リモートコントロール：MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。
- ・ リモートエンジンスタート：MyMazda アプリを利用し、クルマから離れていても、エンジンの ON/OFF 操作が可能です。
- ・ うっかり通知：ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。
- ・ EV サポート：離れたところから、エアコンの ON/OFF 操作が可能なりモートエアコンや、充電残量を MyMazda アプリで確認できるリモートモニター等、EV/PHEV 専用の機能をご利用いただけます。
- ・ Amazon Alexa：コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon

Alexa をご利用いただけます（一部ストリーミング機能を除く）。なお、一部の法人仕様車ではご利用いただけない場合があります。

※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。

- ・ マツダオンラインナビ：マツダオンラインナビ用 SD カードの情報に加え、サーバー上にある最新の施設情報や駐車場情報を表示できます。※地図更新（差分）の機能を含みます。
- ・ 地図更新（差分）：道路情報の地図データを車載通信機経由で更新することができます。  
※更新対象データ、その他詳しいご利用条件等については、当社公式ウェブサイトまたは取扱説明書をご確認ください。
- ・ Google 搭載：コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Google アシスタント、Google マップ、Google Play をご利用いただけます。  
※Google、Google Play、Google マップ は Google LLC の商標です。

#### ■ 有償サービスについて

- ・ 有償のサービスおよび無料期間終了後のサービスについては、専用ページ「マツダコネクティッドサービスプラス」からご契約いただくことで、サブスクリプション方式でご利用いただけます。

【URL：

[https://www.mazda.co.jp/owner\\_support/connected/contractor/contract\\_flow/](https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/contractor/contract_flow/)】

#### ■ コネクティッドサービスのご利用にあたってご留意いただきたい事項

- ・ 対象車種のうち、2019 年 12月31日までに初度登録された MAZDA3 をご利用のお客様の無料期間は、初度登録日にかかわらず、以下の通りとなります。

① “安全・安心”サービス：2029 年 12月31日まで

② “快適・楽しむ”サービス：2022 年 12月31日まで

③ “基本”サービス（リコール通知除く）：2029 年 12月31日まで

※コネクティッドサービスの提供期間（無料期間を含む）は、通信規格の廃止等のやむを得ない事由により、変更となる可能性があります。その場合には、事前にご連絡いたします。あらかじめご了承ください。

- ・ 車載通信機には、専用の電池が搭載されており、電池切れとなった場合には、コネクティッドサービスの無料期間に関わらず、お客様の費用により電池を交換いただく必要があります。ただし、車両の保証期間（一般保証：新車登録日から 3 年間もしくは走行距離 60,000km の早い方）の範囲内であれば、メーカー保証の対象となります。詳細は、マツダ販売店へお問い合わせください。
- ・ ドライバー異常時対応システム（DEA\*）搭載車両については、ドライバーの異常を検知した

際、車両が減速停車し、停車後に関係機関または医療機関に発報・接続します。ただし、コネクティッドサービス利用契約および/または安全・安心・快適プラン利用契約が申し込まれていない場合、関係機関または医療機関への発報・接続を行うことができません。

\*Driver Emergency Assist

以上